

令和6年度第1回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

日時：令和6年8月5日（月）

午後 2 時から午後 2 時 45 分まで

場所：瀬戸保健所 3階講堂

次 第	
開 会 所長あいさつ	【事務局：虎澤次長】 それでは、定刻より前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、ただいまより「令和 6 年度第 1 回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議を開催いたします。 私は本日司会進行を務めます瀬戸保健所次長の虎澤と申します。よろしく願いいたします。 開会に先立ち、瀬戸保健所澁谷所長から御挨拶を申し上げます。 【澁谷保健所長】 失礼をいたします。本日は大変暑い中、またお忙しいところ、令和 6 年度第 1 回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。 皆様におかれましては、平素からそれぞれの立場で健康と暮らしを守ることにご尽力をいただき、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。 この保健医療福祉推進会議は、尾張東部圏域の行政機関、関係団体などが一同に会しまして、情報を共有し、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的に、年 2 回開催しています。本日は今年度の第 1 回目の会議となります。 本日の会議では報告事項が 4 件、議題が 1 件ございます。 まず、報告事項といたしまして、愛知県地域保健医療計画の尾張東部圏域分が、昨年度、この圏域会議の下に部会を設けて御意見をいただき、今年の 3 月に公示されましたので、その御報告をさせていただきます。 また、この医療計画が改定されたことを受けて、令和 6 年度の病床整備計画につきましては、病床整備が可能となりましたのでその流れについて御報告をいたします。 また本年度 1 月 1 日に発生しました能登半島地震被災地への保健所職員等の派遣につきましては、当保健所からも、職員を派遣しておりますので、その御報告をさせていただきたいと思います。 報告の最後は、新型コロナウイルス感染症の状況について、御報告をさせていただきます。 また、議題といたしましては、「介護保険施設等の整備計画について」を挙げておりますが、介護保険事業者から、事前の相談の

出席者紹介	あった施設整備計画について、この会議で承認・不承認の決定をお願いしたいと思います。 限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。 最後になりますが、この会議によって、皆様の連携が一層深まりますことで、当圏域の保健医療福祉がより良い方向に進みますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、事務局を代表しての挨拶とさせていただきます。どうか本日はよろしくお願いいたします。 【事務局：虎澤次長】 恐れ入ります。これより着座にて会議を進行させていただきます。 ここで、本日御出席いただきました構成員の皆様をご紹介いたしますのが、本来でございますが、時間の都合もございますので、机上の出席者名簿と座席表をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。
傍聴者確認	【事務局：虎澤次長】 次に傍聴者ですが、本日の傍聴希望者はございませんでした。報告いたします。
配布資料確認	【事務局：虎澤次長】 次に本日の資料を確認させていただきます。 まず、会議次第、構成員名簿・出席者名簿、配席表 資料1 愛知県地域保健医療計画 第3節、尾張東部医療圏 資料2 令和6年5月14日付け保険医療局長通知「令和6年3月31日現在の既存病床数及び令和6年度における病床整備計画の取扱いについて」 資料3 令和6年能登半島地震被災地への瀬戸保健所職員の派遣について 資料4 新型コロナウイルス感染者の状況について 資料5－1 介護保険施設等の整備計画について 資料5－2 介護保険施設整備の手続きについて 資料5－3 (表) 尾張東部圏域 第9期介護保険施設等整備計画 資料5－4 (表) 尾張東部圏域の介護保険施設の設置状況 資料番号は付しておりませんが、 令和6年度尾張福祉相談センター事業概要 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 資料につきましては、以上となっております。 不足などございましたらお申し出ください。よろしかったですか。

会議の公開・非公開	【事務局：虎澤次長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開の取り扱いについてですが、本推進会議の開催要領第五条第 1 項におきまして、「会議は原則公開する」としています。 本日は報告事項を 4 件、議題を 1 件予定していますが、全て公開とさせていただきます。
会の成立について	【事務局：虎澤次長】 また本日は、全 25 名の構成員のうち、23 名の御出席をいただき、構成員の過半数が出席されておりますので、本会議は成立しています。
議長の選出	【事務局：虎澤次長】 続きまして、議長の選出ですが、開催要領第 4 条第 2 項におきまして、「会議の議長は会議の開催の都度、互選により決定する」となっています。 つきましては、事務局から、本日の会議の議長を、瀬戸旭医師会長の金森 様をお願いするということを提案させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。
議長に議事進行依頼	【一同「異議なし」】 【事務局：虎澤次長】 「異議なし」の言葉をいただきましたので、皆様の総意ということで、議長は瀬戸旭医師会長の金森様をお願いしたいと思います。 それでは金森様、よろしくお願いいたします。
議長あいさつ	【議長：金森会長】 議長を務めます瀬戸旭医師会長の金森でございます。 御出席の皆様の御協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思います。 なお、本日の会議は事務局説明の通り、全て公開とさせていただきます。
報告事項（１） 「愛知県地域保健医療計画（尾張東部医療圏）について」	それではまず報告事項に入りますので、よろしくお願いいたします。 本日は報告事項 4 件、議題が 1 件ございます。 では報告事項（１）「愛知県地域保健医療計画（尾張東部医療圏）について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：総務企画課 磯部課長補佐】

瀬戸保健所総務企画課の磯部と申します。よろしくお願いいたします。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。

地域保健医療計画は、医療法の規定に基づき、計画期間を6年として、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために各都道府県が策定しています。

昨年度はこの会議の下に策定部会を設けて、計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間として、一年間にわたり見直しをし、御審議いただきまして、今年3月29日に公示されたので、御報告いたします。

今回の見直しの主な内容等ですが、愛知県の地域保健医療計画は、従来、愛知県の全体計画が1冊と、医療圏ごとに各保健所で作成する医療圏計画の分冊としていましたが、これを、県の内容と重複する部分等を省略するなどして、統合し、一冊にしています。

また、今回の見直しで新たに加わった内容としては、新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓として、新興感染症の発生と蔓延時における医療という項目が新たに追加されています。お配りした資料は、県計画が全体では、数百ページに渡るものでしたので、表紙と目次、それから尾張東部医療圏における地域保健医療計画を抜粋し、お渡ししています。

資料の目次をご覧くださいますと、地域保健医療計画に記載されている項目が確認していただけます。

第一部は総論として計画の基本理念や、地域の地勢や交通、人口等が記載されています。

少し下の方に第二部がございまして、医療圏や基準病床数等について記載されています。

第三部の医療提供体制の整備は、保健医療施設の整備目標や機能を考慮した医療提供施設の整備目標、それから疾病別に、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患や、救急医療、災害医療、新興感染症の発生、蔓延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、居宅等における医療等について、地域の医療体制や医療施設の現状や課題等を明示することにより、地域の住民や患者に対してわかりやすい情報提供を図るよう記載しています。

この第三部の中で、第12章に各医療圏別の地域保健医療計画が記載されていて、第3節に尾張東部医療圏の地域保健医療計画について、県計画と同様の項目について記載しています。

なお、全体の計画については、愛知県保健医療局医療計画課のホームページにも記載がありますので、お時間のある時にご覧い

報告事項（２） 「令和６年度の病床整備計画について」	ただきたいと思います。 説明は以上です。 【議長：金森会長】 ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします 特にございせんか。 では次の報告事項（２）「令和６年度の病床整備計画について」、事務局から説明をお願いします。 【事務局：総務企画課 磯部課長補佐】 続けて総務企画課 磯部から御報告申し上げます。 資料の方は、資料２を御覧いただきたいと思います。 これは保健医療局長からの保健所長宛の「病床整備計画の取り扱いについて」という通知文ですので、１枚跳ねていただきまして、別紙の１を御覧いただきたいと思います。 愛知県における病院開設等の病床整備につきましては、愛知県地域保健医療計画において定める基準病床数と、別に定める、時点における既存病床数とに基づき整備することになっています。 基準病床数は、病床の地域的な偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的として、都道府県知事が医療計画において定めるものとなっています。 病院開設等における病床の種別に応じて、その病院又は診療所の所在する２次医療圏における既存の病床数が、医療計画において定める基準病床数にすでに達している場合は、病床過剰ということで新たに病床を整備することはできません。 この度の医療計画の改定により、基準病床数が見直され、名古屋・尾張中部医療圏、東三河北部医療圏及び東三河南部医療圏を除く愛知県内の各医療圏で、一般病床と療養病床の既存病床数が、基準病床数を下回り、病床整備が可能となりました。 尾張東部医療圏では、基準病床数が４，３９５床、既存病床数が４，２３６床で、承認済みの病床整備計画１２床を反映した差し引き１４７床が整備できることになりました。 既存病床数の網掛けのところを見ていただきますと、（ ）の上の病床数１５９床との差、１２床が承認済みの病床数で、これは昨年度、この会議とは別の地域医療構想推進委員会で承認された、周産期医療に関する病床数で、すでに有床診療所として管内で開業されています。 次に、令和６年度における病床整備計画の取扱いについては別紙２を御覧いただきたいと思います。
---------------------------------------	--

報告事項（３） 「令和６年能登半島地震被災地への瀬戸保健所職員の派遣について」	対象となる整備計画は、既存病床が基準病床を下回る区域の病床整備か、点線で囲まれた中に記載されている医療法施行規則第１条の１４、第７項の第１及び第２号を適用する場合に、病床整備が可能となります。 令和６年度の病床整備のスケジュールでございますが、意向調査を６月１０日から７月９日まで実施し、その後、令和６年１１月に病床整備計画書を保健所へ提出することになります。 その後、保健所が主催する、この会議とは別の、地域医療構想推進委員会でご審議をいただき、その結果を県の医療審議会へ報告します。その結果をもとに、来年３月に開催される県の医療審議会です承を得られれば、個別の医療法上の手続きに進んでいくという流れになります。 説明は以上です。 【議長：金森会長】 ありがとうございました。 ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。 【議長：金森会長】 特にございませんか。 では次の報告事項３「令和６年能登半島地震被災地への瀬戸保健所職員の派遣について」、事務局から説明をお願いします。 【事務局：総務企画課 市古主任】 総務企画課の市古と申します。 着座にてご説明させていただきます。失礼いたします。 資料３の「令和６年能登半島地震被災地への瀬戸保健所職員の派遣について」というＡ４縦長両面刷りのものを御覧ください。 まず、１．派遣状況について、表にまとめているので、説明させていただきます。 私は昨年度、健康支援課に属してしまして、保健師として、令和６年２月１５日から２月２１日まで石川県七尾市に派遣に向かいました。 また、同じく健康支援課から別の保健師１名が、令和６年４月２６日から５月１日まで、石川県加賀市に派遣されています。 また、環境・食品安全課から薬剤師１名が令和６年３月３０日から４月６日まで石川県志賀町へ派遣されていて、総務企画課から事務職１名が令和６年６月９日から６月１６日まで、同じく石川県志賀町へ派遣されています。 ２．派遣職員の業務内容としては、私はまず七尾市にて、家庭
--	---

訪問による要配慮者等の状況把握などに従事していました。

ここでいう要配慮者とは、介護度が要介護度3以上の方や、各種手帳を所持されている方、75歳以上の高齢の方、自力避難が難しい方、民生委員の方が少し気になると情報をあげていただいていた方々に当たります。

そのような要配慮者に当たる方のリストを七尾市から御提供いただきまして、住宅地図にマッピングし、位置を確認した上で、各家庭を訪問し、安否や体調確認を行いながら、継続フォローの必要性の判断を行っていました。

加賀市に派遣された保健師は、2次避難所になっている市内のホテル・旅館に避難中の要フォロー者に対する健康相談等に従事しました。

2次避難所とは、ホテル・旅館・民泊での自立した生活が可能な方や、御家族の介助により生活が可能な方が、自宅や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、被害のなかった金沢市以南の地域に避難するために設置したホテル・旅館等のことを指します。

避難者に、体調や避難所での生活状況を聞き取り、保健師による継続支援の必要性や、介護保険のサービスが必要かなどの判断を行っています。

志賀町に派遣された職員は、避難所運営業務支援等として、現地職員の指示のもと、避難所の清掃や避難者への配膳などに従事しました。

3.活動時の状況として、写真を何枚か載せております。

①は七尾市での家庭訪問の様子です。築年数の長い建物が多い地区では、地区一帯の家屋が全半壊しているところもありました。余震が続いていたので、私たちもヘルメット着用の上、家庭訪問を行っていました。

②は七尾市での全体ミーティングの様子です。朝、夕に七尾市職員と愛知県含め7自治体職員の派遣チーム、それから日赤やDHEATなどの派遣されているチームとの間で情報交換と活動内容の共有の場がありました。

また訪問・巡回予定はこういった対面の会議だけではなく、LINEオープンチャットなどのICTを利用して随時情報共有しながら活動をしていました。

裏面の方に進みます。

③として、加賀市での2次避難所新規入所者へのトリアージ表を記載しています。

避難者全員に対し、原則、保健師が訪問にて面談し、1次トリアージとして、介護保険や福祉サービスの利用状況、各種手帳の所持状況などを確認します。

その後２次トリアージとして、既往歴、現在治療中の病気、内服薬等を聞き取った上で、保健師による継続支援及び介護保険等のサービスが必要か等の判断をしていました。

④の写真は、加賀市で実際に２次避難所に入所中の要フォロー者の方に、巡回訪問による継続支援をしているときの様子です。少し判りづらいのですが、対象者の方が歩行器を使用されているのですが、２次避難所になっている旅館などは、バリアフリーではなく、エレベーターなども稼働していない等の状況があり、避難者の方が移動に苦勞する場面も見受けられ、ホテルや旅館での生活が、室内でのひきこもりを発生しやすいという状況がありました。

このような派遣での体験から、被災地の健康課題を実際に感じるとともに、今後の当圏域が被災した場合の受援体制についても考えていく必要性を感じました。

説明は以上です。

【議長：金森会長】

はい。ありがとうございました。

ただいまの御説明について御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【医療法人財団愛泉会 井手理事長】

保健所から派遣された人は組織立った動きが出来ていて、とても良かったと思います。お疲れ様でした。一方、医師会や看護協会だけでなく、色々な団体からも多数派遣されていて、生涯学習センターのようなところから派遣された人などは、コーディネーターのような、具体的に指示してくれる人もいなかったの、なにをしたら良いのか判らず、ブラブラしているという話も聞きました。７つの団体で何を行うか朝から皆でミーティングをしているという話もありました。

実際、被災した老健施設などは、応援を受け入れる側にも準備が必要なので、１～２週間単位で応援に来てもらえるのなら良いが、予定していないところで、半日や１日だけ来てもらっても能率が悪く、自分達でやった方が早いと思っていたようです。そのように、人は集まったが、機能的に動けなかったという話が多いなかで、何か見聞きしたことはありましたか。

【事務局：総務企画課 市古主任】

私が応援に行かせていただいたのが２月の中旬で、発災から１ヶ月半経っていて、大分落ち着いた状況ではあったのですが、１月中旬に派遣された最初の班については、混乱している状況で市か

報告事項（４） 新型コロナウイルス 感染者の現状について	ら届く情報もかなり多く、優先度が判らなかつたり、他の自治体 が何をしているのか全然わからなかつたというお話を聞きました ので、やはり急性期については、井手先生がおっしゃるような混 乱もあつたのかと思います。 【医療法人財団愛泉会 井手理事長】 私が能登を訪れたのは２月末でして、慢性期で結構落ち着いて いたようなのですが、被災者の方は皆、日々の生活に忙しく、コ ーディネートする側の人がいなかつたこともあつて、混乱は絶対 に起きていたと思います。混乱は付き物だということを念頭に置 いておかねばならないと思いました。 【議長：金森会長】 他に何か御意見、御質問等ございますか。 他に御意見、御質問もないようですので、次の報告事項（４） 「新型コロナウイルス感染者の状況について」、事務局から説明を お願いします。 【事務局：環境・食品安全課 久野課長より説明】 環境・食品安全課 久野と申します。 資料４を御覧ください。 新型コロナウイルス感染者の発生状況について、まず、１の「年 度別集計」についてですが、新型コロナウイルス感染症が昨年５ 月８日に５類感染症に引き下げられましたが、この表は、それ以 前の感染者数となります。 ２類感染症相当であつた当時は、新型コロナと診断された全例 を報告いただいていた。した。 ５類感染症移行後、ほとんどの事業が本年３月末をもって終了 し、医療体制にあつては、通常の医療提供体制へと移行いたしま した。 これまで医療機関はじめ関係者の皆様には多大な御協力をいた だき、厚くお礼を申し上げます。 ２の「５類移行後の集計」ですが、５類感染症に引き下げられ たことから、感染者数の報告については、すべての医療機関から の全例報告から定点医療機関からの報告に変更となりました。 瀬戸保健所管内で９施設の医療機関、県全体で１９５施設の医 療機関を定点として指定し、毎週、報告をいただき、週報として 公表しています。 記載の表及び裏面にグラフを掲載しておりますが、これは１定 点当たりの週単位の感染者数であり、今年１月からの推移を示し たものです。
---	---

	1月～2月にかけてピークを迎え、この冬の間は、季節性インフルエンザとの同時流行という状況でした。 そして再び7月（27週、28週）あたりから、大幅に増加しています。夏の間は感染拡大を続けた昨年の同時期と比較して、同程度の水準となっており、今月から来月にかけてピークを迎える可能性が示唆されていて、過去から数えますと第11波の到来と言われています。 現時点でお示しできる最新データは第30週（7月22日から7月28日の週）ですが、瀬戸保健所管内で28.78、県全体では23.25となっています。 全国を見ると、同じ第30週の全国平均値は14.58であり、愛知県は全国平均の1.6倍となっています。九州地方（佐賀、宮崎、熊本、長崎）に次ぎ、報告数の多い状況です。 また、子供から高齢者まで各年代で特異的な差はなく報告されており、夏休みに入る直前までには学級閉鎖があったほか、高齢者施設等でのクラスター発生が、当保健所にも寄せられています。 これからお盆の時期を迎え、旅行や帰省、イベントへの参加など人流が増加することが見込まれます。 医療機関をはじめ関係機関の皆様方には、引き続き感染者への医療対応及び基本的な感染予防策の徹底を、今一度お願いしたいと思います。 そして、資料はありませんが、コロナ以外の感染症について、最近のトピックスとして2点報告をさせていただきたいと思います。 1点目は手足口病です。 乳幼児を中心に夏季に流行するウイルス性の感染症ですが、愛知県では、小児科を標榜する182施設の定点医療機関からの報告を毎週いただいています。 本県では、今年6月20日に、2022年以来の手足口病警報を発令しました。 その後、増加を続け、7月8日から7月14日の週では、警報発令の指標である、「5」を3倍程度上回って最高値となり、その後は若干減少したものの、依然警報レベルを大幅に超える高い水準となっています。 手足口病の感染経路は飛沫感染、接触感染や患者の便を介しての感染があり、大人も感染することがあります。手洗いの励行、特におむつ交換やトイレの後にはしっかりと手を洗うことや、感染者との密接な接触やタオルの共用を避けるということが大切です。 そして2点目は梅毒です。 梅毒は、すべての医療機関からの全例報告をしていただい
--	--

ます。

2014年以降、増加傾向にあり、ここ1、2年の感染者数は、10年前と比較して20倍以上増加し、高水準で推移しています。

昨年2023年の本県における梅毒感染者数は819人で、40代男性や、とりわけ20代の女性の報告が多い状況です。

20代の女性が多いのは、愛知県に限らず、全国的な傾向です。

感染が心配される方には、積極的な検査を推進しています。

保健所では、梅毒検査をHIV検査と同日に実施しており、無料・匿名で検査が受けられます。

瀬戸保健所では、毎週火曜日の午前9時から11時に受け付けています。ただし、何日かは実施不能な日もありまして、県Webページに保健所が実施する今年度の受付日程を掲載しています。

検査にあたり不明な点があれば、保健所へ相談していただくことも含めて、御周知いただければ幸いに存じます。

加えて保健所の検査について補足ですが、B型・C型肝炎ウイルス検査についても、無料で実施しており、また保健所が委託した医療機関で受検することも可能となっています。

今後とも、本県及び保健所の感染症対策に、御理解と御協力を重ねてお願いいたします。

【議長：金森会長】

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

今、手足口病の話が出ましたが、確かにその通りでございまして、私のところでも毎日30人ぐらいの患者がお見えになります。3分の1が重症で、結構高熱が出て、体中に発疹が出ています。軽症の患者さんも多いが、全然食べられなくて点滴が必要な患者さんも結構いらっしゃいます。

それからもう1点少し気になっているのが、コロナがかなり流行していることです。今、ピークを迎えようとしていることは間違いないと思っていますが、世間の認識はそれほど高くはなっていないくて、コロナは5類に移行してから、ただの風邪になったという認識でいる方が非常に多いようです。

それに相反して、中高年を中心にして重症化する方もいらっしゃいますので、保健所からも、ぜひ警鐘を鳴らすような、注意喚起をしていただけたらと、個人的には思っています。

議題（１） 「介護保険施設等の整備計画について」	【議長：金森会長】 他に何か御質問や御意見はございませんか。 それでは、報告事項はこれで終了ということで、ただ今から、議題（１）「介護保険施設等の整備計画について」に移りたいと思います。 本議題については事務局説明の通り公開となりますが、当事者がお見えになりますので、当事者である社会福祉法人たいようの杜の理事長 大須賀豊博 様と、医療法人財団愛泉会愛知国際病院の理事長 井手宏 様には、この議題の間、御退席をお願いいたします。 では議題 1、介護保険施設等の整備計画について、事務局から説明をお願いします。 【事務局：尾張福祉相談センター 宮川次長】 尾張福祉相談センター次長の宮川と申します。 着座にて失礼いたします。 それでは、議題（１）「介護保険施設等の整備計画について」説明させていただきます。 お手元の資料、５－１から５－４までが関係資料でございます。まず、資料５－１、議題「介護保険施設等の整備計画について」を御覧ください。 今回の整備計画につきましては、１「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」について３件、２「混合型特定施設入所者生活介護」について１件、事前相談票の提出があったものでございます。 計画の具体的な内容について説明する前に、まず介護保険施設の整備枠の承認に係る手続きについて、簡単に説明したいと思いますので、１枚おめくりいただきまして、資料５－２「介護保険施設整備の手続きについて」を御覧ください。 介護保険施設の整備にあたっては、介護保険法に基づき、愛知県知事などの指定を受ける必要がありますが、この指定を受けるにあたり、入所型施設の整備については、各市町村の介護保険計画との整合性を図る観点から、圏域ごとに必要整備目標数を決定し、圏域会議において整備枠の承認を受けることとなっています。 この承認の手続きにつきましては、１「事前協議の流れ」にありますように、まず（１）の事前相談票の提出がありますと、（２）整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、（３）の圏域内の市町村で構成する研究会等を開催して圏域の調整を行います。その後、（４）この圏域会議で御意見をお聴きした後、（５）のとおり、会議の結
-------------------------------------	---

果を事前相談票提出者に通知することとなっています。

圏域会議での承認が必要となる介護保険施設は、2に記載された5つの施設種別となります。

このうち(5)混合型特定施設入居者生活介護について、少し説明をさせていただきます。

※印の2にありますように、「特定施設入居者生活介護」とは、①有料老人ホーム、②軽費老人ホーム、③養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練などを介護保険サービスとして提供するものを言います。

このうち、入居者が介護保険の要介護者に限られているものが、(4)の介護専用型、入居者が要介護者に限られていないものが、(5)の混合型となります。

※印の3にありますように、(5)混合型につきましては、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を、介護保険における要介護者のための整備枠として設定することとされています。

従いまして、例えば施設定員10名であれば、整備枠は7名分必要ということになります。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料5-3の「尾張東部圏域第9期介護保険施設等整備計画」を御覧ください。

令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする第9期の介護保険施設の整備計画となります。

1の介護老人福祉施設の表をご覧くださいと、左から「区分」、その右に、「6年3月末定員数」、「整備目標」、「必要数（整備枠）」、一番右側に今回申請分を記載しています。

表の中の「整備目標」から「6年3月末定員数」を差し引いた数が、「必要数（整備枠）」となっています。

今回、事前相談がありました1の介護老人福祉施設の、この圏域における令和6年度の整備枠は、この表の右から3つ目の一番下の欄にある24名となっています。

また、5の混合型特定施設入所者生活介護の表におきましては、令和6年度の整備枠は17名です。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、1枚おめくりいただいた次の資料5-4の通りです。

市町ごとに、施設の種別別に施設名と定員が記載されています。

それでは、資料5-1にお戻りください。

今回、事前相談のありました整備計画の内容ですが、まず1、介護老人福祉施設について3件ございますが、いずれも定員の増員についてとなっています。

(1)は、社会福祉法人ふたば福祉会からのもので、瀬戸市内

での施設の定員を、60名から70名に、10名増員する計画になっています。

続きまして（2）ですが、社会福祉法人勅使会からのもので、豊明市内での施設定員を80名から90名に、10名増員する計画です。

資料の裏面をご覧ください。

（3）でございますが、社会福祉法人愛知たいようの杜からのもので、長久手市内での施設定員を56名から60名に4名増員する計画でございます。

以上3件を合わせますと、整備予定定員は、計24名となりまして、先ほど説明いたしました第9期整備計画の令和6年度整備24名と同数で範囲内となっています。

これら3件の計画につきましては、整備予定地である瀬戸市、豊明市及び長久手市に参考意見を求め、「特段の意見なし」との回答を得ており、また、令和6年7月16日に尾張東部圏域構成市町で、推進会議研究会を開催しており、そこで圏域内の5市1町の了解が得られていることから、事務局としては承認が適切と考えています。

続きまして、2の混合型特定施設入居者生活介護については、医療法人財団愛泉会からのもので、日進市内での新設となります。具体的には、現在運営しております、住宅型有料老人ホームを混合型特定施設入居者生活介護へ転換するもので、定員は17名となっています。混合型のため、整備枠としてのカウントは定員の7割である11名となります。

先ほど説明しました第9期整備計画の、令和6年度整備枠17名の範囲内となっています。

こちらの計画につきましては、整備予定地である日進市に参考意見を求め、「特段の意見なし」との回答を得ており、また先ほどの介護老人福祉施設と同様に、令和6年7月16日に開催しました推進会議研究会において、5市1町の了解が得られていることから、事務局としては、承認が適切と考えています。

説明は以上になります。御審議のほど、どうかよろしく願いいたします。

【議長：金森会長】

はい。ありがとうございました。

ただ今のご説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

【議長：金森会長】

特にございませんか。

議事修了	それではただ今の議題１の「介護保険施設等の整備計画について」、賛成の方は挙手をいただきますようお願いいたします。 【議長：金森会長】 はい、ありがとうございました。 全構成員２１名中、議長の私を除く２０名の方が賛成ということで、本議題は承認されましたので、御承知おきください。 ありがとうございました。 本議題の質疑が終わりましたので、大須賀豊博 様と井手 宏様を入場させてください。 大須賀様、井手様、ただ今の議題１「介護保険施設等の整備計画について」は、承認されました。ありがとうございました。 【議長：金森会長】 他に御意見・御質問がなければ、以上で本日予定しておりました報告事項・議題はすべて終了しましたが、全般を通じまして、またその他にも何か御意見、御質問がありましたらお願いします。 【議長：金森会長】 特にございませんか。 他にご意見等もないようですので、これをもちまして議事を終了させていただきます。 皆様の御協力により議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。 事務局へ進行をお返しします。
閉会時の説明	【事務局：虎澤次長】 金森様、議事進行どうもありがとうございました。 本日の会議録につきましては、発言内容を確認させていただいた後、当保健所のホームページに公開する予定としています。 では閉会にあたり、澁谷保健所長からご挨拶申し上げます。
所長あいさつ	【澁谷所長】 皆様には限られた時間ではございましたが、大変貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。 県といたしましては、今後とも保健医療福祉の一層の充実に向けて取り組んで参りますので、引き続き皆様方の御支援と御協力

閉 会	を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げまして、私のお礼の言葉といたします。本日はどうもありがとうございました。 【事務局：虎澤次長】 それではこれをもちまして、令和6年度第1回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議を終了します。ありがとうございました。
------------	--

議長 確認欄	(署名) 印
-------------------	----------------------